

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

| | | |
|-----------|------------------|----------|
| 指名停止措置業者名 | 所在地 | 建設業許可番号 |
| 株式会社タクマ | 兵庫県尼崎市金楽寺町2-2-33 | 1-006129 |

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年12月16日 ~ 令和6年1月15日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社タクマは、東京二十三区清掃一部事務組合から受託した施設
の設備保守管理業務において、令和3年11月7日、派遣会社からの派
遣社員に同施設内の搬送用コンベヤへの給油作業を行わせるに当たり、
機械の運転を停止せずかつ危険防止の覆いを設ける等の措置を講じず
に同作業を行わせ、同社員を負傷させた。

このことにより、令和5年8月29日、労働安全衛生法違反により、
東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2
に掲げる(不正又は不誠実な行為)第13項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

| 措置要件 | 期間 |
|--|----------|
| (不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、 次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として 不適当であると認められるとき。 | |
| (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 | 1月以上9月以内 |
| (2) 市発注工事に当たり、下請負代金の全部又は一部に不 払いがあったと市長が認めたとき。 | 1月以上9月以内 |
| (3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと 市長が認めたとき。 | 1月以上9月以内 |

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111